

## 成績評定及び卒業認定の運用規定

### 1 成績の評定

#### (1) 講義について

「ただし3分の1以上欠席すると原則として筆記試験は受けられない」の「原則」は、怠業による欠席の場合に適用するものであり、次の各号に該当する場合は欠席として取り扱わない。

- 1) 公欠の場合
- 2) インフルエンザ等に感染し出席停止となった場合
- 3) 上記以外の事由において教務担当内で協議し、校長が認めた場合

ただし、上記において長期にわたり講義が受講できなかった場合は、学校と講師との協議により対処方法を示すこととする。

筆記試験時において、上記の事由により受験できなかった場合も同様とする。

なお、急病等により当日、受験できない場合は学校から講師にその旨を伝えることとする。

追試は、100点満点で採点する。

再試については、学生指導方針として行わないものとする。

#### (2) 実習について

出席点及び出席点を除いた点の合計が50点を超えなかった場合、実習点が50点以上になるまでの時間数の補習を受けることができる。

ただし、長期療養を要する病気やけが及びその他校長が認めた場合に限る。

なお、補習時間分の出席点は実習点として加算しない。

#### 配点基準

	総合農学科	アグリビジネス科
出席点	50	50
実習査定	50	50

○実習採点表は、(別紙)に基づき、実習担当及び卒業担当職員が採点を行う。

#### (3) 学生の公欠について

「親族が死亡した場合」の公欠とできる日数は、次の表のとおりとする。

死亡者	血族の場合	姻族の場合
配偶者	—	7日
父母	7日	3日
子	5日	—

祖父母・曾祖父母	3日	1日
兄弟姉妹	3日	1日
伯叔父母	1日	1日
兄弟姉妹の配偶者	—	1日
子の配偶者	—	1日
孫	1日	—

(注) 葬祭のため遠隔地におもむく必要がある場合は、実際に要した往復の日数を公欠の日数に加算することができる。

「就職に係る試験」で遠隔地におもむく必要がある場合は、実際に要した往復の日数を公欠の日数に加算することができる。

「その他」として、公共交通機関の運休等による欠席は公欠とする。

## 2 卒業の認定

### (1) 総合農学科

卒業が認定されなかった者は、3年目以降においても2年生として扱い、農業大学校規則第4条第2項の規定により在学期間は最長4年とする。

なお、3年目以降は、卒業に必要な単位のみ履修でよい。

3年目以降の者の卒業認定は、半期単位で行い、証書を授与する。ただし、卒業式は3月のみ行う。

1年間で修得できなかった単位が5単位以上ある者は、指導するものとする。

### (2) アグリビジネス科

卒業が認定されなかった者は、2年目以降においても1年生として扱い、農業大学校規則第4条第2項の規定により在学期間は最長2年とする。

なお、2年目以降は、卒業に必要な単位のみ履修でよい。

2年目以降の者の卒業認定は、半期単位で行い、証書を授与する。ただし、卒業式は3月のみ行う。